

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」等改正箇所

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）（抄）

改正後（令和4年10月1日施行）	改正後（令和2年4月1日施行）	改正前
<p>（法科大学院の教育課程等の公表）</p> <p>第5条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力</p> <p>二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況</p> <p>三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況</p> <p><u>四 当該法科大学院における司法試験法(昭和24年法律第140号)第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況</u></p> <p><u>五 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況</u></p> <p><u>六 その他文部科学省令で定める事項</u></p>	<p><u>（法科大学院の教育課程等の公表）</u></p> <p><u>第5条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力</u></p> <p><u>二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況</u></p> <p><u>三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況</u></p> <p><u>四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況</u></p> <p><u>五 その他文部科学省令で定める事項</u></p>	<p>（新設）</p>

専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）（抄）

改正後（令和 5 年 4 月 1 日施行）	改正後（令和 4 年 4 月 1 日施行）	改正後（令和 2 年 4 月 1 日施行）	改正前
<p>（法科大学院における情報の公表）</p> <p>第 20 条の 7 連携法第 5 条第 6 号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜に関すること</p> <p>二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の割合</p> <p>三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称</p> <p>四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること</p> <p>五 連携法第 10 条第 1 号に該当するものとして就業者その他の職業経験を有する者であって当該法科大学院に入学した者又は第 2 号に該当するものとして法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者それぞれの入学者に占める割合及び司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 1 条第 1 項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）の合格率</p> <p>六 連携法第 6 条第 2 項第 1 号に規定する連携法曹基礎課程からの入学者の入学者全体に占める割合及び司法試験の合格率</p> <p><u>七 当該法科大学院の学生のうち、司法試験法第 4 条第 2 項の規定により司法試験を受けた者の人数及び司法試験の合格率</u></p>	<p>（法科大学院における情報の公表）</p> <p>第 20 条の 7 連携法第 5 条第 6 号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜に関すること</p> <p>二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の割合</p> <p>三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称</p> <p>四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること</p> <p>五 連携法第 10 条第 1 号に該当するものとして就業者その他の職業経験を有する者であって当該法科大学院に入学した者又は第 2 号に該当するものとして法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者それぞれの入学者に占める割合及び司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 1 条第 1 項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）の合格率</p> <p><u>六 連携法第 6 条第 2 項第 1 号に規定する連携法曹基礎課程からの入学者の入学者全体に占める割合及び司法試験の合格率</u></p>	<p><u>（法科大学院における情報の公表）</u></p> <p><u>第 20 条の 7 連携法第 5 条第 6 号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜に関すること</u></p> <p><u>二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の割合</u></p> <p><u>三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称</u></p> <p><u>四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること</u></p> <p><u>五 連携法第 10 条第 1 号に該当するものとして就業者その他の職業経験を有する者であって当該法科大学院に入学した者又は第 2 号に該当するものとして法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者それぞれの入学者に占める割合及び司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 1 条第 1 項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）の合格率</u></p>	<p>（新設）</p>

参考：「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和元年 10 月 31 日 文科高第 623 号）（抜粋）

第一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）の一部改正

1. 改正の概要

(3) 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における成績評価、修了の認定及び第三の 1. (1) の法科大学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表するものとする。こと。（第 5 条関係）

2. 留意事項

(2) 第 5 条第 1 号における「当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力」とは、法科大学院入学後の学修に当たって求められる学識・能力を明らかにするとともに、各年次が終了する段階でどの程度の学識及び能力を身に付けておく必要があるかを明らかにするものであること。

(3) 第 5 条第 5 号における「当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況」とは、司法試験の合格率や合格者数（既修者・未修者それぞれ）を含めた修了者の進路状況の公表を求めるものであること。また、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の広がり期待されていることからすれば、法科大学院修了者の進路状況（法曹としての進路に限らない。）を調査・把握し、広く社会に発信していくことも極めて有用であることから、「法科大学院における就職支援等の充実について」（平成 26 年 5 月 30 日 26 文科高第 214 号 高等教育局長通知）にあるとおり、引き続き「法科大学院修了者が専門的な法律知識や考え方を身に付けた有意な人材として広く社会で活躍できるよう支援するため、修了者の進路状況の正確な把握と就職支援の充実」が必要であること。

第五 政令・文部科学省令・文部科学省告示の一部改正等

1. 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）の一部改正及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）の一部改正

(1) 専門職大学院設置基準の改正概要

⑦ 連携法第 5 条第 5 号（令和 4 年 10 月 1 日より第 6 号）に規定される「その他

文科省令で定める事項」として、以下の各号を規定。（新設（新第 20 条の 7 関係））

(ア) 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること

(イ) 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合

(ウ) 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称

(エ) 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること

(オ) 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第 10 条第 1 号又は第 2 号に該当していた者それぞれの占める割合及び連携法第 10 条第 1 号又は第 2 号に該当していた者であって、司法試験法第 1 条第 1 項に規定する司法試験を受けたもの（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）のうち当該試験に合格したものの占める割合

(カ) 連携法第 6 条第 1 項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあつては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合

(キ) 当該法科大学院の課程に在学する者であつて、司法試験法第 4 条第 2 項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのものうち当該試験に合格したものの占める割合修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合

(2) 留意事項

⑦ 第 20 条の 7 各号に掲げる公表事項については、入学希望者が進学先を決める

上での参考となるよう、必要に応じその数字が意味するところについて注釈を付記するなどして、公表内容をわかりやすく伝える工夫を行うこと（例：第2号における退学した者の占める割合については、単に進路変更をした場合に限らず、司法試験予備試験や司法試験、国家公務員試験等に合格したために退学する場合など様々な場合がある。）。

- ⑧ 第20条の7第2号に掲げる「標準修業年限以内で修了した者の占める合」については、各年次の年度当初に在籍した学生数を母数として、次の年次に進学しなかった人数（いわゆる留年率）についてもあわせて公表すること。
- ⑨ 第20条の7第4号に掲げる「授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること」については、これまでも「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実について」（平成26年10月9日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会提言）などを踏まえ、各法科大学院においてその充実を図ってきたところであるが、時間的・経済的負担の軽減の重要性と必要性に鑑み、今後ともその充実を図っていくことが必要であること。
- ⑩ 第20条の7第6号に掲げる「(認定連携法曹基礎課程)を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者」とは、認定連携法曹基礎課程から協定先である認定連携法科大学院に特別選抜又は一般選抜により入学した者を指すものであること（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者は含まないこと）。
- なお、後述のとおり、認定連携法曹基礎課程から認定連携法科大学院に進学する者としては、早期卒業により学士の学位を取得して進学する者を念頭に置いているが、学部を卒業せずに飛び入学により進学する者も一定数存在することが想定されることから、認定連携法曹基礎課程からの入学者のうち、早期卒業又は飛び入学により入学した者それぞれの割合及びその司法試験合格率も公表すること。
- ⑪ 第20条の7第7号に掲げる「司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものの占める割合」とは、連携法第5条第4号の規定における「法科大学院における司法試験法…第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況」に基づき、法科大学院に在籍する中でいわゆる在学中受験資格を取得した者の数を公表すること

に加えて、当該在学中受験資格により司法試験を受けた者の数及びその司法試験合格率を公表することを求めるものであること。

また、これらについては、各法科大学院の在籍人数が異なることを踏まえ、いわゆる最終年次の年度当初に在籍した学生数を母数として、

- (ア) 在学中受験資格取得者数を分子とした割合
- (イ) 在学中受験資格による司法試験受験者数を分子とした割合
- (ウ) 在学中受験資格による司法試験合格者数を分子とした割合も併せて公表すること。

また、第20条の7第7号の「司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けた者」については、

- (ア) 在学中受験資格により司法試験を受けた者のうち、留年をせずに司法試験を受験した者に係る数字
- (イ) 協定先の連携法曹基礎課程からの入学者に係る数字も併せて公表すること。